

平成17年5月16日広陵町議会

第3回臨時会会議録（1日目）

平成17年5月16日広陵町議会第3回臨時会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
10番	乾浩之	11番	八代基次
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、2名で次のとおりである。

9番	坂口友良	12番	松野悦子
----	------	-----	------

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	笹井由明	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	松井定市	住民生活部参与	山本新三
環境整備部参与	和田叙嗣	都市整備部参与	安川泰武
出納室長	北神理		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより第3回臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:17開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	議案第46号 広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結について
	議案第47号 広陵町清掃センターの継続使用に関する和解について
	議案第48号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
	議案第49号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
	議案第50号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
	議案第51号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
4	議案第47号 広陵町清掃センターの継続使用に関する和解について
	議案第48号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
	議案第49号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
	議案第50号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
	議案第51号 広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について
5	議案第46号 広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会で本日1日とすることにあらかじめ決定されて

おります。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会期規則第110条の規定により

16番 竹村君

1番 山田君

に指名いたします。

議 長 次に日程3番、議案第46号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読させます。局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、議案第46号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

真美ヶ丘第二小学校の増築につきましては、これまでの議会でも願いをしておりましたとおり、児童数が増加することから4教室を増築させていただくものでございます。

請負工事の入札に先立ちまして、業者選定委員会におきまして13業者を選定していただき、5月11日に入札を執行いただいたものでございます。

入札の結果につきましては、別紙としてお手元に資料を配付させていただきましたとおり、村本建設株式会社が落札額税込みで7,192万5,000円で落札をいたしました。入札回数は1回でございます。

工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規約によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要でございますが、別紙資料としてお届けをさせていただきましたA3の大きな図面でございますが、1枚目の計画配置図、2枚目の平面図、そして3枚目の立面図のとおりでございます。

場所につきましては、運動場と現在の校舎の間に建設をさせていただくというものでございます。

建物につきましては、校舎の接続箇所の問題点や教室の日照面及び安全管理の点などから

平家建てとさせていただきます、1枚目のA3の資料のところ少し小さな字でございますけれども構造が書かれておりますとおり、廊下につきましては鉄骨づくり、校舎につきましては軽量鉄骨、屋根におきましては折板ぶきというような形の建物を建設させていただき、教室、4教室、そしてトイレや教材庫などを設置したいというものでございます。

教室に利用といたしましては、現在の校舎の中で取り入れております少人数指導などの教室を、これらの特別教室を普通教室に戻しまして、増築させていただく教室を逆に少人数指導などの特別教室として使用させていただきたいというものでございます。

工期につきましては、議案書のとおり12月28日までとなっておりますが、なるべく早期の完工を目指してまいりたいと存じております。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 1つは、馬見北地域はまだ人口増が続いているわけなんですけれども、今後の人口計画と児童の増加をどのように予測されているのか。

それとまた、今回で増築は終わるといって見られるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、この入札ですけれども、今回は非常に13社ですか、非常に多い業者を指名したわけなんですけれども、それについての根拠はどのような形で決められたのか。今後、このような状況は続いていくのかというようなことをお聞きしておきたいと思います。つまり、このような状況で町内業者が入っていないわけなんですけれども、町内業者との関係でどういう考えでの選定をされたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、入札の業者数はふえたけれども、従来どおりの入札の手続なのか、それとも新しく入札の方法を変えられたのか。というのは、電子入札やその他もろもろあるわけなんですけれども、入札方法についての進展、検討した後の内容をお聞きしておきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまのご質問の人口計画等につきましては、全体的な内容として真美ヶ丘北地区につきましてはまだ入居がふえるであろうという見込みは十分持っております。そして、児童数の増加の内容につきましては、当初議会でもご質問申し上げましたとおり、入居される年代が若干若くなっておりますので、その家庭におられる児童の増加も並行してふえてまいっているというのが現実でございます。この増加の傾向等につきましては、平成

18年度がピークであろうという見方をしておりましたけれども、入居の実態等につきましてそのピークが1年早くなっているというような傾向の中にございます。

今後の増加の傾向等におきましては、やや横並びの年数が二、三年続きまして、それ以降下降現象をたどっていくという予定をしております。その予定の根拠といたしましては、現在の状況の中で1歳、2歳、3歳等の数字をもとにはじいておりまして、これ以上はふえてこないという見込みで、今回4教室の増築を最後として計画をさせていただいたというものでございます。これまでにも、もうこれで最後の増築ですということでお話を申し上げ、ご協議をいただいていた経過等もございませけれども、十分な人口増の傾向等を見直しをいたしまして、この4教室で対応していけるという判断をしているものでございます。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 まず1点目なのですが、この指名のどういう指名をしたかと、こういうことだったと思います。建築工事の町格付A1特以上、これは村本建設になります。そして、県内に本社を有する建築工事一式の経審点数1,000点以上の12社、合計13社を選定させていただきました。

2点目の町内業者は入っていないということでございます。町内業者と現在の真美ヶ丘第二小学校の工事というものから比べましたら、今指名するにほど遠いというようなことで、経審点も大分下がります。そういうようなことで除外させていただきました。

3つ目、入札方法は、今後どういう方法でやっていくのかということでございます。現在は、従来どおり業者を集めてやっております。今後は指名審査会等で電子入札等いろいろな研究協議をしながら現在進んでいるところでございます。

議 長 6番議員！

6番議員 人口の把握というのは非常に難しいわけなんですけれども、馬見北地域あるいは馬見中地域、これはもう2つ合わせてという意味なんですけれども、空き地等についての把握を含めた人口計画を行っているということだと思いますので、その空き地等の詳細な今後の人口計画の予定表を提出していただきたいというように思いますので、その点についてはよろしく願いいたします。

それから、もしここで空き地等が何筆あり、今後の予定という形でご答弁できるのであればいただいて、今後の予想を把握していく手段にしなきゃならないというように思います。前回のときにも、この具体的な内容について質問をしていたところだというように思い

ます。

それから、経審1,000点以上で13社ということなんですけれども、いわゆる金額によって決められているところについてはやむを得ない部分があると思いますけれども、実態として町内業者でこの7,000万円程度の庁舎を建てられるという、建てられるか建てられないかという技術的な問題についてはどのように考えておられるのか。経審上の問題については、村本だけがこれに該当して、その次に該当する経審の業者というのは何点にあるのか。名前はもちろん結構ですけれども、あ、名前も含めてこれは公表されている問題なので、経審の点数についてお伺いをしたいと。この2点についてよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 町内の業者の経審点数について教えていただきたいと、こういうことでございますが、後ほどの産業建設委員会で、資料が現在ございませんので、ご報告申し上げます。

議 長 もう一回、総務部長！

総務部長 先ほどもお答えいたしましたけれども、町内業者で7,000万円の仕事は無理かと、こういう話だったと思いますが、先ほど言いましたように、厳密に言いましたら経審点数、技術職員数等々を考えたときには、やはり難しいのではないかと。しかし、建てられるかと言われれば、はっきり言いまして入札に指名し、落札された場合、暴言かもわかりませんが、丸投げされたら必ず建つと、こういうことでございます。

議 長 よろしいですか。 企画財政部長！

企画財政部長 真美ヶ丘の北及び中地区の空き地の状況でございますけれども、換地されて個人が所有されております空き地につきましては、個人が用途する場合、あるいは業者に対して販売される場合、そういったこともあります。ただいまその活用状況については把握しておりませんが、空き地の状況については調査し、今後の人口、入居状況を推移、推測をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長 1番議員！

1番議員 この広陵町立真美ヶ丘第二小学校の増築工事についてですが、この地域は本当に人口増が、毎年毎年人口増加の中でこうして小学校の増築をせにゃいかんと。うれしいことだとは思いますが、やはり今部長が答えましたように、なかなかはっきりした数字がつかめないというところに難しいところもあるかと思いますが、この増築、これで2回目かなと。1回目は平成14年ぐらい、やらせていただいた。とのときは、この入札のメンバーは

19社だったわけでありまして。それで、予定価格から落とした落札価格は74から75%ぐらいで落札してるのではないかなと。平成建設が受けたなと思っています。

ほれで、このメンバーのときは町内業者、川西建工社、現在はもう倒産してないわけでありまして。それから、山中建設等も、今余り昔のような元気はないかなあと。点数的には、あのときは経審点が950点以上で町内業者を入れて19社で落札、入札された結果が、落札率、いわゆる予定価格の95%ぐらい落としたと。

前回は13業者、いわゆる1,000点以上。それに対しては、町内業者といたら村本建設しかないということでありまして。

前回のこの増築のときは、村本建設は入ってないわけでありまして、メンバーに。だから落ちなかったのかなあとと思うわけですが、今回のこの予定価格を見ると95%ぐらいのこの予定価格率で落としていると。こうしてみると、この業者のメンバーを入れるの、もう一つきちっとしたものがないのかなあと。同じような増築工事で同じような場所。今回の方が道路脇ですから、工事的には奥の方じゃないわけで、いろんな面については工事がしやすいのかなあと思ったり、騒音等々も。そうしてみると、もう少し町のこの入札メンバーを入れる、メンバーを決めるときに、やはりもう少しきちっとした基本的な考えが薄いのではないか、ぶれているのではないか。同じような950点、今回は1,000点以上。じゃあどう違うのかと。工事内容が難しいから1,000点以上になったのか。そうじゃないかな。そうじゃないのではないかと思うわけですが、その辺の基本的なものがもう少し欠如しているのではないかと思っておりますので、もう少しこれに限らず、この入札メンバーを選定するときについては、もう少し説明でも納得できるような説明が要るのではないかなと思っていますが、その点はどうでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 当時のことを申し上げますと、私監理課長、総務部長いたしておりませんでした。村本建設は不在でございました。指名する会社ではなかった。たしか不渡りを出して倒産をして、会社更生法かなんかのその後だったと思うんですけども……。村本建設は、何かの違反をして指名停止をしたという経緯があったと思います。そして、広陵町の3業者が入っているというのは、現在の、当時の資料を持ってまいりましたけれども、格付、広陵町内のA、そしてB、特定の業者、先ほど山田議員が言われました3社を入れております。中川工務店、山中建設、川西建工社。当時はやはり今の時代の建築業者と違いまして、やはり経審点も高かったというふうに考えられます。今後指名審査会等でよく審議をさせていただきます。

まして、そういう中身を詰めてまいりたいと思います。

そして、まだ言える段階ではないかも知れませんが、17年度は山中建設は申請されておりません、はい。

議 長 4番議員！

4番議員 坪単価のことと、坪単価幾らかかったと。それと、設計事務所なんですけれども、設計に関しまして入札されたんか随意契約をされたのかお聞きします。設計監理に関して。

議 長 総務部長！

総務部長 落札業者は、タカラでございます。これは、入札をさせていただきました、たしか。はい、後ほどご報告申し上げます。

議 長 10番議員！

10番議員 今いろいろ聞かしてもろうてんけども、その入札メンバーでこの前古寺の公民館の場合は村本が外れてたと。地元業者でありながら外れてた、これはどういうわけか教えていただきたい。部長。入ってたん。あ、申しわけありません。

議 長 ほかにございせんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思います。が、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、議案第47号、広陵町清掃センターの継続使用に関する和解についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第47号につきましてご説明申し上げます。

ご承知のように広陵町清掃センターの継続使用に関する和解でございますけれども、現在の清掃センターは、現在和解をしております。その和解を遵守するというので、本年6月30日をもって操業を停止することとなります。しかしながら、新清掃施設完成までのごみ処理については停止ができません。その対策として、ごみ処理について近隣の市町村あるいは民間事業者に対して委託をすることについて協議を進めているところでございます。しか

しながら、よそへごみを処理していただく、持っていくということになりましても、どこかで積みかえや、あるいは集積の場所が必要となつてまいります。町といたしましては、清掃センターの協定大字、あるいは自治会とそういう事情を説明させていただきながら協議を重ねてまいったわけでございます。今般議案として上程いたします訴え提起前の和解ということで合意に至ったものでございます。

その内容でございますけれども、和解の相手方は、ただいま朗読をいただきました7自治会が相手方となります。和解の内容の主な点について申し上げます。

焼却炉は、平成17年6月30日で停止をするということでございます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思ひます。1番から6番までの業務を掲げております。可燃ごみの処理、不燃ごみの処理、プラスチックごみの処理、さらに資源ごみの処理、リサイクル素材のごみ処理、そして有害ごみの処理と。これらの6つの業務につきましては、本年6月30日をもって停止をするという内容でございます。

おめくりをいただきまして、7ページに自治会等と協議をした結果、継続する業務ということで5つの業務を掲げております。可燃ごみの積みかえをする業務、粗大ごみの処理、そして一般家庭から持ち込んでこられますごみの分別、それと職員の管理業務、あるいは福利厚生業務について操業期限停止後も引き続き使用をさせていただきたいという内容でございます。使用の期間は、平成19年2月28日までというように掲げております。

さらにもう一点、継続使用後の2年、すなわち平成21年2月末日をもって解体撤去を完了するという内容でございます。そして、これらの業務をする内容あるいは解体あるいは跡地の利用については、相手方らと協議を行うという内容をうたっております。

それと、跡地の一部については、公共施設用地として活用するというのも第7項でうたっております。

期限を守れないときは1日10万円の違約金を支払う。そして、現在の327名の方と結んでおります和解につきましては執行しないということの内容を確認しているところでございます。

以上の内容につきまして合意をいたしましたので、葛城簡易裁判所の方へ訴え提起前の和解を申し立てたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひをいたしまして説明といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 まずは1点は、これ以降の処分先の具体的な協定内容について議会には知らされて

いないわけなんですけれども、契約締結を含めた具体的な内容は終了しているのかどうかお聞きしたいと思います。もうあと一カ月少しという時期になっていて、まだ報告を受けていないという点については非常に気がかりなところだというように思います。

それから、協定全般について、これも1カ月、2カ月もないという時点での協定になっているわけなんですけれども、全体として具体的な中身が見えていないというように思うんですねえ。一つは、ごみ積みかえ業務等の業務内容については別途協議をするということになっていますけれども、これについてはどのような工程を予定されているのかというのをお聞きしておきたいと思います。

それから、立ち入り調査の件です。4項ですね。事前に文書による通告を行った上でという形になっているわけなんですけれども、これは立ち入り検査というのは、通常は緊急の場合が非常に多いというように思うんですが、この事前の文書というのは、これはそれでいいんですけれども、緊急の場合についての方法というのは考えておられるのか。あるいは地元との、相手方との協議との中にその問題が入っているのか。入っていなければ、この内容については非常に立ち入り調査を行うという場合は、大抵緊急の場合を要するというように思うんですが、その場合の対処方法をどのように考えておられるのかということです。

それから、ごみ特別委員会の中での話として出ていたわけなんですけれども、第5項で、基本的にこの文章からいうと全面解体撤去ということが推測されるわけですが、ところが利用可能な建築物については別途協議して利用を協議するという事になっているらしいんですが、そのことについての文言が出ていないということで、本会議でこの点での追加説明等を聞かせといていただきたいというように思います。

それから、最後の第7項、一部跡地は公共用地として活用するものとするとしているわけなんですけれども、これについて1カ月後に迫っている中で、結局は決められていないということなわけなんですけれども、これは地元との協議の中でどのような意見が出されてきていたのかと。その点について非常に気がかりなところであり、もちろんこれらについては定期的に協議をするという項目も含まれているわけですが、この具体化の方向性についてお聞きしたいと思います。これは、新清掃センターの地域との協定の具体的な中身と比較しても、非常にこの部分については具体化されていない項目が多過ぎるというように思うわけなんですけれども、この点について地元相手方との協議の要望はなかったのか、あるいはあつてなお町がかたくなな態度をとっているのかという点について、中身を報告いただいた後質問をしたいと思います。以上です。もう概略で結構です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ただいまご質問をいただきました内容についてお答えいたします。

処分先につきましては、協議が調っている近隣の自治体が4団体ございます。民間事業者とも協議が調っております。契約、調印の準備のため、現在先方自治体と協議中であるという状況でございます。引き取り料についても、おおむね内容を確認できているということでお願いしたいと思っております。

それと、この即決和解の内容だけでは具体的な内容が見えてこないということでございますが、それにつきましては、総務委員会でご説明をさせていただくということでお許しをいただきたいと思います。

それと、文書による通告と、緊急の場合はどうするのかということでございますけれども、これは先方ともこういう文言にはしておりますけれども、安全を考えて事前に文書をいただくという内容でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それと、全面解体という内容につきましては、先方自治会の代表者でもあります馬見南3丁目の会長さんとの話の中で、管理棟については堅固な建物でもあり、リニューアルをすれば十分活用できるのではないかとというようなことで、具体的な内容までは詰めてはおりませんが、コミュニティー施設的な利用をできるということの確認をしている状況でございます。

跡地につきましても、公共用地ということで具体的な策は何か考えているのかということでございますけれども、今申しましたように管理棟は残せるのではないかと。そして、一部公園あるいはちょっとした運動のできる広場的なものを確保してほしいというような内容について合意をしているものでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 8番議員！

8番議員 まず1点は、旧村ですね、大塚、安部、平尾とも協定があるわけでございます。これに対する役場の方の処理と申しますか、対応、これについては全く今まで説明がなされていないということで、これをどういうふうにするのかと。

同じ協定でございますので、これをご説明をお願いしたいということがまず1点でございます。

2点目は、6ページの別紙1、非常に地元とはいろんなご苦労があったと思いますねんけど、燃やさない、ダイオキシンの問題がこの問題で一番問題になってたと思うんですね。その中で、燃やさないごみ、プラスチックあるいは資源ごみ、リサイクル素材等の処理まで

できないと、あこで。これは一体どういう理由でこういうふうになったのかということをございます。やはり、これはまだそうしたらほかでどこかで処理しなくてはならないということで、どこか場所を選定されて現在進められていると思いますねんけども、その場所についてもお聞きしたいと思います。

特に、さっき申しました地元自治会とこれらについて合意できなかったということの最大のものは何であったのか、その辺についてお聞きいたしたいと思います。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ご質問にお答えをいたします。

大塚、安部、平尾、六道山、これらの4大字につきましては、こういう自治会との協議の状況をその都度ご説明をさせていただきました。即決和解まではという、いずれの区長さんもお考えでございます。同趣旨の協定は、やはり4大字あるいは別所とも協議をしながら調べていく必要があるというように認識をしております。

できなくなった、いわゆるあの場所で燃やさないだけではなく、その他のごみについても処理できなくなったという主な最大の理由というのは、やはり17年6月30日ですべての業務を停止をするという約束を町と自治会と結んだということから、必要最小限の、町がもうこれで一番困るという部分については了解をいただきましたけれども、それ以外の業務についてはやはり適地でやっていただきたいと、こういうことであったと考えております。

以上、よろしくお願いをいたします。

議 長 8番議員！

8番議員 旧大字とのことはそれで結構です。そのとおりお願いいたしたいと思います。17年6月末で停止になると。全く停止してしまったらこれは要らないわけですね、今のこれをね。そしたら、この協定書の中にあります中には、撤去は前の和解にはなかったということなんですよね。それを新たに今回その和解を21年までにやると、非常に大きな問題なんです、これ自体は。それだけ役場が譲歩しながらこれだけの内容しかできなかったのかというところなんです。さっき寺前君が言ってました、あれがあるからだ。あれがあつて、全面的にほかでやれば、何だ、あっこへいつまでもほっといたっていいわけなんです、やろうと思えば。しかし、それでは住民感情もあるし、いろいろあるし、話し合いを十分された。もう少しこの辺を突っ込んで、何とか今できるところあったらほんでええわというような形でやられたら、またこれを処理するためにかなりの場所的なもん、あるいはその大字、その地域の周辺地域とのまた話し合い、もうね、それとその機材等かなりお金がかかるんじゃない

かと、そういうことをお尋ねしてるわけなんです。何もそのままこっただけ認めますと、あとの撤去の関係もない、前の協定書にない、そんなもんも一切この新しい協定書の話に含まれてなかったら何も言わないんですよ。ちょっと交渉が焦り過ぎというか、弱腰過ぎたような感じを受けるわけなんです。

それと、これをどこで処理されるのか、さっきの質問で、それがちょっと抜けてましたんで、その点とお願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 失礼をいたしました。まだ正式にこの議場で相手方を申し上げるのは差し控えたいと思いますが、町内の大字をお願いをしております、前向きに検討をいただいているという状況をご報告をさせていただきます。新たなところで処理をさせていただく内容は、ストックヤード、いわゆるリサイクルごみ、あるいは資源ごみのストックヤード、それとプラスチックごみ、不燃ごみの集積機能でございます。これらにつきましては、ご心配をいただくのも当然でございますけれども、7月1日からそこできると進めたいと考えております。以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 14番議員！

14番議員 先ほど山本悦雄君のとちょっと関連しますねんけど、私自身も最終、和解、移転の和解のときの和解を推進させていただいた立場の一人でございますので、この馬見3丁目のことに関してはかなりいろんな意味でかかわったということもあるわけです。

そこで、跡地の利用の問題でここにちょっと書いてますが、私も全体にかかわった中で、やはり今現在の広陵町の新清掃センター建設という大事業の中での財源、財政の非常な厳しさ、これは当然町民全体が抱える問題だと、私はこうとらえているわけでございます。その観点から見て、私自身はこれ、当然撤去の、なにの和解を当然したという、推進したという立場であえて申し上げるわけですが、3丁目の自治会におきましても大変ご迷惑をかけたことは事実です。そこで、かなりの譲歩をされ、全体の撤去を21年ですか、ということも入れられたというのであれば、跡地の利用に関しては、できるだけ私はそういう立場として広陵町の町民が負担をしていくという財源事情を踏まえまして、これも何とか広陵町の財源のプラスになるような跡地の利用も当然考えるべきだなあと、私思うわけです。ただ、地元住民の皆様たちのお話もし、協議もし、コンセンサスは当然必要ですが、やはり財政事情から見ても広陵町全体が抱える財政ということでございますので、そのところ理事者といたしましても、財源を生み出すという努力を全く考えておられないのか、それもひとつ大変重大

な将来にわたる問題だなあと、私はこうとらえておりますので、ちょっとそのところの考え方なりを確かめたいと思いますのでお聞きします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 財源確保のために町としてはあの場所を整地をして販売をして財源に充てたいという考え方を基本的に持っております。馬見南3丁目を初めとする相手方らとの一番のポイントになったのもその点でございます。一部跡地についてはという表現をご理解をいただいて、全部公共用地で残せということではなしに、一部跡地ということで最終の合意を見たものでございます。相当の部分については宅地として販売をしていくという基本的な考え方を持っております。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 ごみを各自治会とか民間業者に出されるということですが、その分別の仕方ですね。町民の皆様にご説明がまた必要だったと思うんですが、今までどおりの出し方でいいのか、それともまた変わるのかって。前視察に生かさせていただいた勝山市では、本当に細かく分別されて町民に徹底されたっていういきさつを聞かせていただきましたので、広陵町ではどうだということをお聞きしたいのと、それから本当にごみ処理の負担額が非常に大きくなると思うんですけれども、各自治会をごみの減量の説明会を回られましたけれども、今度そういうどういう取り組みをされてごみ減量を目指していかれるのかということもお聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ごみの分別につきましては、かねてから住民の方々にご協力をいただいておりますし、周辺自治体の受け入れの協議の中でも広陵町のこの分別の状況で結構ですという返事をいただいております。

それと、今後のごみ減量への取り組みの中で、昨年末から年初めにかけてまして町内40の自治会に出向き、いろいろとご説明、お願いをしてまいったところでございますけれども、今後も引き続きそういう勉強会、お願いの機会をつくって出向いていきたいというように考えております。よろしくお願いたします。

議 長 3番議員！

3番議員 ごみの減量なんですけれども、説明会で感じたのは、本当に通り一遍の説明だなあって、本当に今のこの財政を逼迫するような状況に置かれてるのに、ああいう取り組み方って、もっと町民の皆様にご徹底して減量の目標数値をここまでやる、だから町はこうやって、

具体的な減量をこうやっていくんだっていうことをもっと必死の思いで訴えていくべきだっ
て思います。それとともに町民の皆様から減量に取り組む姿勢が生まれてくると思いますの
で、どうかその取り組みをよろしくお願いします。

議 長 質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を総務委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に議案第48号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題
といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案第48号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について説明を
申し上げます。

議案書の8ページでございます。これは、古寺区との協定でございます。

広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定につきましては、さきの第1回定例議会に
おきまして、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する和解について議決をいただくに当た
り説明申し上げましたように、協定の内容について古寺区、中区、広瀬区、百済区と協議を
申し上げ確定いたしましたので、去る5月2日に役場におきまして議長、副議長にお立ち会
いいただき調印をさせていただきました。

さきの定例議会で説明申し上げました後に変更があった部分についてご説明を申し上げた
と思います。

議案書の9ページでございますが、協定書第3条に、第3項、操業期間終了後2年以内に
施設を撤去するものとするという規定をつけ加えております。

議案書の10ページ、左側でございますが、第7条中、施設操業開始後7年で協議を開始
しという文言を加えさせていただいております。

次に、議案書の11ページの別記1の環境整備事業の表中、上の環境整備事業の右の欄の
下の1行、環境整備5カ年実施計画事業（平成17年度から21年度）を加えてございます。

別記2の公害監視委員会の組織でございますが、協定締結大字の部分は3人となっておりますが、各大字の区長及び各区から区長推薦の5名と増員となっております。以上が変更点でございます。

なお、さきの定例議会で議決いただきました和解につきましては、去る3月28日に葛城簡易裁判所において古寺区、中区、広瀬区、百済区の区長及び役員に出席をいただき、法的担保手続が完了いたしておりますので、ここにご報告を申し上げます。

今回協定書第10条の規定により議会の議決を申し上げるものでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 総務委員会で聞きますけれども、重大な問題について質問しておきたいと思います。

1つは、この内容は以前にも議論をさせていただいたわけなんですけれども、今回さらに議会の議決権を薄める、あるいは議会の議決権に反する、このような内容になっていると言わざるを得ないと思います。その中身については何かといいますと、第4条、乙は別記1に掲げる甲の地域の環境整備事業等を誠意を持って履行するものとする、これは実行するということなわけでありましてけれども、この別記1というのは、環境整備事業と環境整備費補助に分かれています。補助の方には金額が明示されています。しかし、環境整備事業のところには金額が明示されていない。これは、全員協議会の中でもどのような状況に今後推移するのかということ聞いたわけでありまして。もちろんこの大前提として理事者側、執行者と各関係大字が協定を結ぶ点については大筋私たち自身は理解をしております。そういう前提に立って、議会に上げられたこの協定の決議が議会の決議権を侵害しているということを指摘したわけであり、前回においてもこのことを申し上げたわけでありまして。

なお、今回はなおさらに環境整備5カ年実施事業がここに追加されたわけなんです。これは、ご存じのように平成16年度の事業、全員協議会で示していただいたところでは、完了済み、あるいはまだという形で丸印がありました。そして、それ以降の5カ年計画の内容について事細かな事業計画が明示されていたわけでありまして。そういう中身で百済区を一つをとってみても、全体事業枠の中で町が説明した中から、その事業については倍の事業費がおよそかかるだろう、こういう説明を全員協議会でもされていたわけなんです。にもかかわらず、なおこういうところにこの内容が出るということは、明らかに議決権の侵害だと言わざるを得ません。というのは、債務負担行為と同じような取り扱いの事態をつくることになる。言葉は債務負担行為として提案はされていないわけなんですけれども、将来の議決を拘束す

るという意味では、いわゆる年度内執行、年度内予算執行の原則、あるいはまた債務負担行為の内容にかかわる問題として、明らかにこれは議会の議決を侵害しているものであり、到底正当なものとは言えないということをまず指摘したいと思います。その上に立って、再度本会議で確認をしておきますけれども、全体事業費として、約束違うよ、これは具体的に古寺区、環境整備事業は各おのおのの議員が手元に持っておられるように、明細の具体的な内容を持った事業計画であります。これは、ただ単に各大字から要望があったものを事業を実施するという抽象的な文言ではないわけなんです。こういうものについての内容ですから、債務負担行為と同様の効力が発生しかねない、危険きわまりない内容だということに言うておられるわけなんです。それで、なお再度確認をしておきますけれども、各大字の環境整備事業の予算枠についてどのように認識し、どのような状況になっているのか。これは各大字でのいわゆる口約束ごとになっていて、議会でもこの内容は出ていない。その後の補助事業については、補助についてはきちんと金額が出ている。余りにも格差の大きな内容であるという点が第2の大きな問題です。こういう問題を含めたものを議会で議決するということは、これは議会の議決権、議会自体の、言葉言い忘れかもしれませんが、大変な事態だと言わざるを得ないと思いますので、そういう点についてお聞きしておきたいというように思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 このことについては、以前に議会でも答弁を申し上げたと思います。数字については、具体的に積算を持っておりませんので、総額についてはあくまでも概算ということに申し上げていると思います。数字を示して債務負担行為という形で議決をとっておくというのが我々としては一番仕事がやりやすいというふうには思っておりますが、そこまで詰めた内容になっていないということをお聞きをいただきたいと思っております。

地元と交渉の中では、いろんな要望を受けてございまして、できるものもできないものも当然あるわけでございますが、地元としてご要望いただき、優先順位を定め、さらに予算の範囲内で事業を進めさせていただきますということをお聞きを申し上げてまいりました。地域によって事業のメニューも要望内容もいろいろ異なるわけでございますが、今後事業の執行に当たっては、議会の方と十分ご相談申し上げながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお聞きを申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 いやいや、委員会でも……。

議 長 できたら委員会の方でやって……。

6番議員 はい。重要な問題以降については委員会で質問します。

今、答弁の中で、私自体も債務負担行為というようには認識していません。しかし、この環境整備事業の協議済みの事項、そして5カ年実施計画事業、これは文書で交わされているものであります。そして、議会についても、この内容を拝見させていただいております。こういう点からいうと、なおさら、一層、より問題が大きい。債務負担行為の外枠より以上に問題が大きいと言わざるを得ないわけなんです。今ここで部長は優先順位を決めて執行していく、それと予算の範囲内だということを議会で今本会議で表明しておられますけれども、どこにそのような文書がありますか。協定書として地元と、今後の内容になってく問題というのは、明らかにこの協定書の内容です。そして、4年、町長がかわって6月に選挙があり、その後当選されたとしても4年で今度は終わる。その後だれが責任とるんですか。あるいはまた、各大字の区長がかわられる。各大字の方々も役員もかわられる。そういう中で一体どのような状況でこの協定書以外の文言が反映されるんですか。そういう保証が全くない状況のもとでの決議をしてほしいという内容であります。

そこで、今回、先ほど言った予算の範囲内という言葉について本会議で再度、これは古寺では幾ら、そして中、広瀬、百済では幾らということについての地元との話し合いの内容をきちんと報告しておいていただきたいというように思います。

それと、特にはきょう答弁よろしいですけど、古寺については、その事業枠の内容については古寺公民館の事業の中身が変わったので範囲も変わってるというようなあいまいな話もあったということもつけ加えておきますので、そういう点で非常に不安を持った内容だと。各議員諸公がこの内容を本当に責任を持って議決できる内容なのかどうか疑わざるを得ないというように思いますので、その点もつけ加えておきます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 繰り返しになりますが、事業については地元と交渉して環境整備事業として実施する事業を計画として上げさせていただいております。地元の方も予算を伴うもの、予算は議会で議決が必要なものということは当然認識させていただいております。いつやってもいいというものではございませんので、町としては地元と優先的に実施する事業を計画事業として上げさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 町長！

町 長 私からお答えを申し上げたいと思います。

地元の皆さんには大変なお世話を、またご心労を煩わし、こうした施設整備ができるわけでございます。環境整備ということで、地元の皆さんがいろんな、地域の皆さん寄ってこうした要望をなされたわけございまして、区長さんも実はその優先順位もつけがたいというようにおっしゃってるわけです。中では用地買収が困難なところでもこの道路はしてほしいということもあるわけございまして、用地ができなかつたら、これはもうしなくてもいいという、そんな事案もあるわけございまして、地元の皆さんにはしっかりと約束をして、私どもも力を入れていきたいという意思表示を表示してるわけです。特にさきの議案でもございました、現在の清掃センターの煙突を取り壊す。これは、焼却施設を２年後には取り除くというお約束でも、これにも多額の費用がかかるわけございしますが、これはやっぱり町はお約束をしなければ地元の皆さんとしての非常にこの対応というのか、ご理解をいただくのが大変難しい状況でございました。引き続き財政厳しい中ではありますが、今予算を立てる状況ではないわけございまして、国の方の補助金をいただくとか、また役所でもいろんな新しい考えを持ってできるかもわかりませんので、こうしたことについては、概要についてお決めをしていただこう。議会もそういうように地元の皆さんの約束をしていただこうと、そういう思いでございしますので、きっちりと幾ら要ったか、今議決しなければいかんという負担行為的な性格もあるわけございしますが、どうぞこの点、高度なご理解をいただきたいと、そのように思います。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に議案第４９号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案書の１２ページでございます。議案第４９号、広陵町新清掃施設の設置及

び操業に関する協定について説明を申し上げます。

この議案は、中区との協定でございますが、さきの議案第48号と同様でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

6番議員 1点だけ。先ほどから言ってるように、環境整備事業……いやいや、環境整備事業の予算をどれだけかという地元の説明した内容については4カ大字、今まとめて言っておいてもらいたいと思うんですが。ここは非常に重要な問題ですから。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 先ほどからもご説明申し上げておりますとおり、数字については積算を持っていないということをご理解いただきたいと思います。それと、町内部での考え方でございますが、環境整備事業の総枠は10億円を当初考えてございました。3億円については、環境整備費補助金として一定の数字を持って配分をいたします。残りの7億円については、事業で環境整備事業として位置づけられる期間、おおむね5年間でそのぐらいの金額を確保したいということで進めてまいりました。環境整備事業そのものを積算いたしますと、到底その範囲に収まるものではないということもご理解いただけたと思いますが、今後長期にわたって一般事業としても実施する事業と整理をするということを地元でも申し上げておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に、議案第50号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案書の16ページでございます。議案第50号、広陵町新清掃施設の設置及

び操業に関する協定について説明を申し上げます。

この議案は、広瀬区との協定でございますが、前の第48号、第49号と同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 私はこの広瀬区の田中の総代として、また地元の議員としてこの立ち会いさせていただきました。先ほどから寺前君のこの質問と議決権の侵害、こういう言葉を使って質問されてるわけですが、我々村民から、村から見ると、こうした本会議場、こうした議決を得ることが約束していただいたと。これがいいかげんならば、やはり村との約束が宙に浮いてしまうので、こうしたことは必要ではないかなあと考えておりますが、部長、その点について明快にもう一度お答えしておいてほしいと思っています。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 先ほど寺前議員にもお答えいたしましたとおり、環境整備事業の内容については地元の要望ということで協定の中に盛り込ませていただいております。この協定を議会の方でご審議をいただくことによって、どの地域にどのような事業が要望されているのか、今後予算を確保して事業を計画的に進めるという点についてご支援いただけるものと我々も考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 6番議員！

6番議員 今の問題について、議員としての認識、考え方っていうのはどれまであるのかという点について理解をしてるのかどうか疑問です。一つは、執行者は、執行する側は理事者です。議会が執行するわけではありません。そして、議会に上がってくる予算は、年度内会計の原則で、その年度に行うものであります。年度以上のまたがる場合については明許繰り越し、あるいはまた繰り越し云々、あるいはまた債務負担行為等が議会の議決として認められています。先ほど町長も債務負担行為的な色彩があるかもしれないという認識を持たれたわけですがけれども、いわゆるその場合については議会に具体的な内容の明示がなければ審議ができないということになってるわけです。そういう点で、私は再三言っていますけれども、理事者、執行者側と各大字、相手方との協定や約束事を文書に交わす、この点について何ら異議を持って言っているものではありません。議会に提案されている中身については、地方自治法、法律にのっとりたものとして議案を提案していくのは当然であります。このことについて強く議会の議決権についての議論を今しているわけなので、そういう点についての問題は議会としてももう少し深刻に認識を持つべきだということに思いますので、その点につい

でもし理事者側からご答弁があるようであれば答弁していただいたら結構です。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に、議案第51号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題といたします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 環境整備部長！

環境整備部長 議案書の20ページでございます。議案第51号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定について説明を申し上げます。

この議案は、前の3議案と同様でございますが、百済区との協定でございます。内容については同様ということで説明を省略させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

委員会の審議される間、しばらく休憩します。

(A.M. 11:41 休憩)

(P.M. 3:11 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程4番、議案第47号、48号、49号、50号及び51号を議題といたします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、山田君！

総務文教委員長 総務文教委員会は、本日の本会議において付託されました5議案について委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

最初に、議案第47号、広陵町清掃センターの継続使用に関する和解についてですが、和解の相手方は、馬見南3丁目を初めとする7つの自治会であること、大塚等を含む旧4ヶ大字の和解について伺いました。現清掃センター処理施設を平成21年2月28日までの解体撤去することなど詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてですが、相手方は古寺区であること、第1回定例会及び第1回臨時会で提出しました協定書との相違点として、操業期間終了後2年以内に施設を撤去すること、跡地利用については、操業開始後7年で協議を開始すること、協定締結大字の公害監視委員を増員することなど詳細に伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第49号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてですが、相手方は中区であることなど詳細に伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてですが、相手方は広瀬区であることなど詳細に伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、第51号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてですが、相手方は百済区であることなど詳細に伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単でございますが総務文教委員会の審査の結果報告といたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第47号、広陵町清掃センターの継続使用に関する和解についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第47号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第48号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 6番議員！

6番議員 それでは、48号については和解案件をもとにした協定書の締結、議会議決についてであります。これについては、第5条では、第4条では別記1に掲げる甲の地域の環境整備事業等を誠意を持って履行することとするというようになっております。これは、古寺、中、広瀬、百済ともに同じ内容ですので、この問題についてはここで一括して発言をしておきたいと思えます。

一つは、まずこの問題については、和解条項が将来にわたる問題を踏んでいるということについては、当然何ら問題がないわけですがけれども、これが抽象的な問題ではなく、具体的な内容に及んでいるということから問題が発生しているというように言わざるを得ません。つまり、多年度にわたって議会議決をする場合、普通繰越明許費等々を、あるいは債務負担行為等々の予算案件を使って将来の負担を約束するという手法はあります。今回は当然それらには含まれないわけですがけれども、この別記1の中の環境整備事業、基本合意締結時に協議済みの事業、および環境整備5カ年実施計画事業、平成17年度から21年度というようになっている中身については、個別に具体的な事業が記されている内容であります。こういう個別に事業が記されている内容をこの議会で議決するということは、その当然予算に伴う予算やその他についての具体的な内容はもちろんこれは多年度ですから具体的概算の計算書を提出し、そして議会がその議案に審議に耐えられる議案でなければというように考えるものであります。しかし、残念ながら本会議においては当初の予算10億円の枠の中で3億円は環境整備補助の枠内として充てていた。そして、結果としては2億9,000万円が今回執行される約束事として締結されました。

そして、あとの7億円については、古寺、中、広瀬、百済について割り振りを行っているという説明も当初全員協議会等であったわけでありまして。しかし今回、この具体的な内容についての質問に対しては一切答弁がなかったと。概算であり、また具体的に出ていないということであったわけでありまして。

しかし、過去の全員協議会等から考えてみると、古寺については個別事業について積算をした中で、ほぼ予定どおりの計算になっているというように報告があったわけであります。

また、古寺公民館の建設によって補助金あるいは起債等が多くなった、説明については十分な説明ではないですけれども、総枠がふえたという説明もあったわけであります。百済については、出ている事業について倍以上概算予算が予想されるということの発言もあったということであります。そして、これは当然一般会計での事業も含まれてる内容になっているので、この協定書にいわゆると特段の事情を行うという点については、十分な審議ができていないわけであります。

そして、これらは当然執行者としての権限であり、議会が議決する場合の議決事項の内容には耐えられない内容が出てきているわけであります。

当然理事者及び執行者が各大字相手に契約を結ぶ点については、10の範囲であります。しかし、それを議会に提案する場合について十分な資料等を出さないまま提案しているということに結果なるわけであります。あえて理事者がその議会との関係を見つめて考えであれば、あるいはまた相手方各大字の意向を尊重するという意向を表明するのであれば、附帯決議等の形においても処理できた内容であります。

こういうようなところで、議会と理事者の本来の役割を逸脱した内容になっているということから、この議案については後の3議案を含めて反対する理由に上げたいと思います。以上です。

議 長 7番議員！

7番議員 それでは、反対者がございますので、私は賛成の立場から討論いたします。

環境整備事業の環境整備5カ年実施計画事業につきましては、内容を含めて具体化させるべきで、提案の仕方に問題があるとのことですが、事由を執行するに当たりましては、予算化されるもので、そのつど議会が審議するものであります。また、当然この中には一般会計として行うものもあると考えております

こうしたことから議案第48号については賛成といたします。以上でございます。

議 長 本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第48号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であり、よって議案第48号は原案どおり可決されました。

次に、議案第49号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題とし

ます。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 6 番議員！

6 番議員 先ほどの反対理由のとおりであります。

なお、個別の年度での予算書が上がってくるからという点については、これの内容は5カ年の具体的な内容で議決するということになっていますから、いわゆる債務負担行為の形態を変えた内容だというように言わざるを得ないわけであります。そういう点で脱法行為という形で認めることについては承服しかねるという意味であります。以上です。

議 長 7 番議員！

7 番議員 反対者がございますので、この議案第49号につきましても私は賛成の討論、48号と同様に賛成といたします。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第49号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であり、よって議案第49号は原案どおり可決されました。

次に、議案第50号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑ないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 6 番議員！

6 番議員 先ほどからの理由で反対いたします。

また、あえて共産党が反対をしたということを地元と言ってもいいのかというようなことですけれども、私は責任を持って議会が地元要望を受け入れるという体制をとるならば、地元との協議が煮詰まっているものについて、あえて債務負担行為等の実行をすることを各議員が地元の説明をして、それに基づく議決が本来地元が将来安心してこの約束を履行させる根拠になったというように思います。そういう点でこのような議会の債務負担行為にたえないような案件を理事者が出してきている。逆に私は、その地元関係議員の立場から言えば、債務負担行為として拘束をすることが本来の地元の声を代弁するということになるのではない

かというように思います。

そういう点で、私はあえてそういう意味で言えば、地元の声を十分議会が反映していないという結果になるのではないかとこのように私は逆に思うところであります。以上です。

議長 7番議員！

7番議員 議第50号につきましても賛成の立場から賛成をさせていただきます。

議長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第50号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案50号は原案どおり可決されました。

次に、議案第51号、広陵町新清掃施設の設置及び操業に関する協定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 6番議員！

6番議員 先ほどの反対理由によって反対します。

議長 7番議員！

7番議員 反対者がございますので、この件に関しましても賛成をさせていただきます。

議長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第51号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

議長 次に、日程5番、議案第46号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査結果について報告願うことにします。 産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 産業建設委員会は、本日の本会議において付託されました1議案について、委員会を開き、慎重に審議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第46号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結については、児童数のピークが平成18年に迎えること、今後30人学級制を導入しても対応が可能であることなどの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単であります但産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し、この議案について審議いたします。

議案第46号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 当然この庁舎については計画の誤りから今回の増築ということになったわけですから、早急に取り組まなきゃならない課題であったというように思います。これは、これで増築が最後だということで、再度増築があらわれたという意味で人口計画の見直しがきちっとしてなかったという意味であります。そういうことから、当然建築は必要ですけれども、今回の入札指名の仕方ですけれども、民間のところでは競争は予想以上に厳しい競争になっています。そういう点で、まだなお土木よりも、広陵町の土木の落札よりも平均的に建築は入札率は低い、低いというんか高いというんか、96%というように、99なり98なりというのとは違うわけですけれども、先ほども本会議で出ていたように、前回の経験側からいうと、競争は大きく働いていた経緯があります。そういう点で、今回の指名のやり方についてはその競争を阻害する要因が出てきているというように思うわけであります。そういう点では、1点についてさらなる入札制度の改善が求められるというように思います。

また、地元業者の育成、あるいは地元業者、厳しい環境の中でも地元業者をどういう形でこの中に入れていくのかという点について言えば、共同体あるいはまた地元業者がこの中に入っていきようなやり方をつくっていくということも必要ではないかというように思います。なぜならば、この程度の建築についてであれば、専門的ではないわけですけれども経験的に地元の業者もやれないことはないというように思うからであります。

そういう点で、こういうような形でのところについての地元業者をどう扱うのかという点については、具体的な議論が必要ではないかというように思います。しかしなお、その場合に競争的原理が働かないというような結果をつくってはならないわけで、そういう点でこのこのあらわれた指名のあり方の一つに、予定価格についての設定ですけれども、これは設計価格から5%程度低くしているわけですが、その状況を見ながら、これは町が決められることであり、競争原理が働かないというような場合については、思い切った変動を持った臨

機応変な予定価格の入れ方も考慮に入れてしかるべきではないかというように考える次第です。

そういう点で、今結果は談合の疑いをぬぐい切れないという意味から反対いたします。

議 長 反対やが。だれか反対討論。賛成……。 14番議員！

14番議員 反対者がありますので、賛成討論をさせていただきたいと思います。討論というより、今おっしゃるように、何か人口の計画を間違うてたとかという話があると思う。ただ、広陵町、本当にある意味では人口の流入が非常に香芝市とともにかなり高い自治体であることも、これ紛れもない事実でありまして、これまたそれを拒否するというのもとてもできないというのも当たり前のことでございまして、やはり立派ないろんな、いわゆる転入者、広陵町に住みたい、住んでよかった、住んでる人が住みなさいというような町であるから私はふえていくんじゃないかと、こう思っております。そこで、入札のいろんなことに触れられましたが、私は大義はそこにあつて、そこで校舎の建設ということに対する、もっと大きな、手前のことの施策が私は大事だなあと、こういう観点におきまして、それに伴いこの入札内容においても、私自身が談合であったかなかったかというほど切羽詰った感覚は持っておりませんので、よって私は賛成といたしております。よろしく申し上げます。

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第46号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議されました事件はすべて終了しましたので会議を閉じます。

平成17年第3回臨時会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3 : 39閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成17年5月16日

広陵町議会議長 山 本 登

署 名 議 員 竹 村 博 司

署 名 議 員 山 田 光 春